

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第4部門第1区分

【発行日】平成29年2月9日(2017.2.9)

【公表番号】特表2016-514221(P2016-514221A)

【公表日】平成28年5月19日(2016.5.19)

【年通号数】公開・登録公報2016-030

【出願番号】特願2015-552607(P2015-552607)

【国際特許分類】

E 04 F 15/02 (2006.01)

C 09 D 11/00 (2014.01)

B 41 M 5/00 (2006.01)

B 44 C 5/04 (2006.01)

【F I】

E 04 F 15/02 A

C 09 D 11/00

B 41 M 5/00 E

B 44 C 5/04 D

【手続補正書】

【提出日】平成28年12月27日(2016.12.27)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

デジタル液滴塗布ヘッド(30')によって表面(2)上に塗布された液体プリント(P)に結合するためのマクロ着色剤粒子(64)を備える乾燥インク(15)であって、前記マクロ着色剤粒子(64)は、それぞれ、粒体(66)と、

前記粒体に結合される乾燥樹脂と、

前記粒体(66)に結合される着色顔料(12)とを備え、

前記乾燥樹脂は、前記マクロ着色剤が前記液体プリント(P)と接触した状態になると溶融し、前記表面(2)に前記マクロ着色剤(64)を結合するように適応される乾燥インク(15)。

【請求項2】

液体プリント(P)は、水、グリコールおよびグリセリンの少なくとも1つを含む、請求項1に記載の乾燥インク。

【請求項3】

前記マクロ着色剤粒子(64)は、20ミクロンより長い直径または長さを有する、請求項1または2に記載の乾燥インク。

【請求項4】

前記粒体(66)は、鉱物粒子(63)または纖維(61)または熱硬化性樹脂(13)である、請求項1から3のいずれか一項に記載の乾燥インク。

【請求項5】

前記粒体(66)は、酸化アルミニウム粒子(63)である、請求項1から4のいずれか一項に記載の乾燥インク。

【請求項6】

前記粒体(66)は、木質纖維(61)である、請求項1から5のいずれか一項に記載の乾燥インク。

【請求項7】

前記粒体(66)は、熱硬化性樹脂(13)でコーティングされる、請求項1から6のいずれか一項に記載の乾燥インク。

【請求項8】

前記乾燥樹脂は、メラミンホルムアルデヒド樹脂(13)である、請求項1から7のいずれか一項に記載の乾燥インク。

【請求項9】

前記マクロ着色剤粒子(64)は、前記着色顔料(12)を前記粒体(66)に結合させる第1の層と、前記乾燥樹脂を含み、前記第1の層上に塗布される第2の層とでコーティングされる、請求項1から8のいずれか一項に記載の乾燥インク。

【請求項10】

マクロ着色剤のデジタル形成されたプリント(P)を備える表面(2)を有するパネル(1)であって、前記マクロ着色剤(64)は、

粒体(66)と、

前記粒体(66)の上面および下面に付着された着色顔料(12)とを備え、

前記マクロ着色剤(64)はパターンで配設されるパネル(1)。

【請求項11】

前記粒体(66)は、木質纖維(61)を含む、請求項10に記載のパネル。

【請求項12】

前記粒体(66)は、鉱物粒子(63)である、請求項10または11に記載のパネル。

【請求項13】

前記マクロ着色剤(64)は、20ミクロンを超える長さまたは直径を有する、請求項10から12のいずれか一項に記載のパネル。

【請求項14】

前記マクロ着色剤は、マクロ着色剤が重なり合った固体プリントを形成する、請求項10から13のいずれか一項に記載のパネル。

【請求項15】

前記パネル(1)は、積層床または木質床、粉体系床、タイルまたはLVT床である、請求項10から14のいずれか一項に記載のパネル。

【請求項16】

前記パネル(1)の表面(2)は木質纖維(61)を備え、前記マクロ着色剤(64)は、前記表面(2)内にプレスされる、請求項10から15のいずれか一項に記載のパネル。